

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表36の項各号列記以外の部分中「という。）」の次に「及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 省令第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。